

○大府市公益通報（外部の労働者からの通報）処理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (2) 労働者 法第2条第1項に規定する労働者をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 法令所管課 通報対象事実に関する処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）に係る事務を所管する課等をいう。

（秘密の保持）

第3条 公益通報の処理に従事する者は、当該処理に関し職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（案内窓口）

第4条 総務部総務課は、労働者から照会があった場合における法令所管課の案内に関する事務を処理する。

（公益通報の受付）

第5条 法令所管課は、公益通報を受けたときは、公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）の秘密保持に配慮し、公益通報の内容の把握に努めるものとする。

（法令所管課を誤った公益通報があった場合における教示）

第6条 法令所管課は、公益通報を受けた場合において、当該通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有しないときは、公益通報者に対し、法令所管課又は当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

（受理又は不受理の通知）

第7条 法令所管課は、第5条の規定により公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受理するか否かを決定し、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

（調査の実施）

第8条 法令所管課は、前条の規定により受理した公益通報が調査を要すると認めるときは、関係者からの事情の聴取、関係書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行うも

のとする。

2 前項の調査は、公益通報者の秘密保持のため、公益通報者が特定されないよう十分配慮し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。この場合においては、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮するものとする。

(調査開始等の通知)

第9条 法令所管課は、公益通報に関する事務の適正な遂行に支障がある場合を除き、前条第1項の調査を開始したときは、その旨及び当該調査に必要と見込まれる期間を、当該公益通報について調査を要しないものと認めたときは、調査をしない旨及びその理由を、公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(調査結果に基づく措置の実施)

第10条 法令所管課は、第8条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(是正措置等の通知)

第11条 法令所管課は、前条の規定により必要な措置をとったときは、行政上特別の支障がある場合を除き、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮し、公益通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第8条第1項の調査の結果、通報対象事実がなかった場合及び前条の規定による措置をとる必要がなかった場合に準用するものとする。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(記録等の管理)

第12条 法令所管課は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料を、公益通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。